

議案第 102 号

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

別表公共下水道事業の部公共下水道の項及び特定環境保全公共下水道の項を次のように改める。

公共下水道	1, 081. 5	31, 243	23, 501
特定環境保全 公共下水道	665	19, 118	7, 406

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

公共下水道事業の区域の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>					<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
区分		計画処理区域面積（ヘクタール）	計画処理人口（人）	計画1日最大汚水量（立方メートル）	区分		計画処理区域面積（ヘクタール）	計画処理人口（人）	計画1日最大汚水量（立方メートル）
公共下水道事業	公共下水道	1,081.5	31,243	23,501	公共下水道事業	公共下水道	1,053	32,760	24,307
	特定環境保全公共下水道	665	19,118	7,406		特定環境保全公共下水道	639	18,075	7,139
（略）					（略）				